

令和 8 年度 赤穂市の助成事業一覧

市では、市民の皆さんの暮らしや活動に役立つ助成事業を設けています。
助成事業の詳細や申請時期などについては、所管課にご確認ください。



市ホームページから
も確認できます。

市長公室

犯罪被害者等支援

犯罪行為により傷害を受けた市民またはその行為により不慮の死を遂げた市民の遺族を支援し、精神的被害の軽減を図る。

対象 犯罪行為により傷害を受けた市民または不慮の死を遂げた市民に対し、条例の定めにより、被害者に対して傷害支援金または被害者の遺族に対し遺族支援金を支給する。

補助額 傷害支援金：10 万円

遺族支援金：30 万円

☎**危機管理担当** TEL 43・6866 FAX 43・6892

市民部

飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成する。(事前申請が必要)

対象 市民、市内事業者、自治会

補助額 メス：不妊手術 1 匹につき 1 万円

オス：去勢手術 1 匹につき 5,000 円

☎**環境課** TEL 43・6821 FAX 43・6892

生ごみ堆肥化容器等購入助成

生ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器等の購入者に購入費用の一部を助成する。(要事前申請)

対象 市内の販売店で生ごみ堆肥化容器等を購入する予定で、以下の要件を満たしている人

- ・赤穂市に住所を有し、居住している人
- ・自己責任で容器等を設置し、適切に管理ができる人
- ・生ごみからできた堆肥を自家処理できる人
- ・以前に助成を受けた日から、5 年が経過している人

補助額

生ごみ堆肥化容器：1 個につき購入金額の 2 分の 1 (1 個あたりの上限額 3,000 円、1 世帯につき 2 個まで)

生ごみ処理機：1 台につき購入金額の 2 分の 1 (1 台あたりの上限額 2 万円、1 世帯につき 1 台まで)

※ 100 円未満の端数切捨て

☎**美化センター** TEL 42・3841 FAX 42・3486

資源ごみ集団回収奨励

ごみの減量・資源化を図るため、自治会等の市民団体によって行われる資源ごみ回収に対して奨励金を交付する。

対象 概ね自治会を単位とする規模の団体(事前登録が必要、原則年 4 回以上実施)

補助額 回収した資源ごみの重量 1 kg につき 4 円 (100 円未満の端数切捨て)

☎**美化センター** TEL 42・3841 FAX 42・3486

健康福祉部

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種費助成

肺炎球菌による肺炎は、肺炎球菌ワクチン接種により予防することができるとされているため接種費用の助成を行い、発症予防に努める。

対象 市内に住民登録がある 65 歳以上の人(ただし定期接種対象者は除く)で、今までに高齢者肺炎球菌予防接種費助成事業を利用したことがない人

補助額 1 人 1 回 4,100 円

☎**保健センター** TEL 46・8701 FAX 46・8705

子どものインフルエンザ予防接種費助成

子どものインフルエンザ予防接種に必要な費用の一部を助成する。

対象 市内に住民登録がある生後6か月から中学3年生

補助額

①不活化ワクチンを接種する場合

- ・生後6か月から中学1年生
：1回につき1,000円を2回（計2,000円）
ただし、13歳以上は1,000円（1回のみ）

・中学2年生：1回1,000円

・中学3年生：1回3,000円

②経鼻ワクチンを接種する場合

- ・2歳から中学1年生 2,000円
- ・中学2年生 1,000円
- ・中学3年生 3,000円

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

風しん予防接種費助成

妊娠初期の女性の風しん感染による「先天性風しん症候群」の発症を予防するため、風しん抗体検査および予防接種に係る費用の一部を助成する。

対象

【抗体検査】

これまで、風しんに罹患したことがなく、予防接種を受けたことがない人で、抗体検査を受ける日において、市内に住民登録があり、次の①から③のいずれかに該当する人

① 26歳以上50歳未満の妊娠を予定している女性または妊娠を希望する女性

②①の配偶者

③妊婦の同居家族

【予防接種】

抗体検査の結果が「風しんの第5期定期接種の対象となる抗体価基準」の判定基準に該当し、予防接種を受ける日において、市内に住民登録があり、上記①から③のいずれかに該当する人

補助額

【抗体検査】2,500円（1回）

【予防接種】

麻しん風しん混合(MR)ワクチン：5,000円

風しんワクチン：3,500円(麻しん風しん混合

ワクチン又は風しんワクチンのいずれかを1人1回)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

骨髄移植後等の予防接種の再接種費助成

骨髄移植等を行った場合、定期予防接種を通じて移植前に得られていた免疫が低下若しくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなることから、再度予防接種を実施し、免疫を再獲得することにより、集団感染やまん延を防止し、再接種者の経済的負担を軽減する。

対象 ①から③のいずれにも該当する人(所得制限あり)

①再接種を受ける日において、市内に住所を有する20歳未満の人

②骨髄移植等によって移植前に受けた予防接種法第2条第2項に定められた疾病（結核を除く）に係る予防接種の免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める人

③平成31年4月1日以降に再接種した人

補助額 再接種にかかった費用

(ただし、助成金額に上限あり)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

妊活応援

生殖補助医療（不妊症の治療のうち体外受精・顕微授精の治療）を受けられた夫婦（事実婚も含む）に対し、心理的・経済的な負担の軽減を図る。

対象 生殖補助医療の不妊治療を受け、治療期間および申請日において市内に住民登録のある夫婦（事実婚を含む）

補助額 1回の治療につき5万円

(1年度につき3回まで)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

妊婦支援給付金及び妊婦等包括相談支援事業

妊婦等の身体的、精神的ケアおよび経済的支援を実施する。

対象 市内に住民登録がある妊婦

補助額 妊娠届出時：6万円支給

妊娠しているこども：1人につき6万円支給

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

妊婦健康診査費助成

妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるため、妊婦健康診査費用を助成する。

対象 市内に住民登録がある妊婦

補助額 妊婦健康診査費用上限 10 万円助成 (14 回分)

多胎妊婦の場合、上限 2 万 5 千円を追加で助成 (5 回分)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

妊婦歯科健康診査費助成

妊娠中に受診する歯科健康診査の費用を助成する。

対象 市内に住民登録がある妊婦

補助額 妊娠期間中に受診する歯科健康診査費用を 1 回無料

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

産婦健康診査費助成

産後うつ病の予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成する。

対象 市内に住民登録がある産婦

補助額 1 回 5,000 円を上限に 2 回

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

新生児聴覚検査費助成

先天性聴覚障がいや早期に発見・支援するため、新生児期に医療機関で行われる聴覚検査および確認検査費用を助成する。

対象 検査を受けた新生児の保護者で、市内に住民登録がある人

補助額 初回検査および確認検査費用の検査 1 回につき上限 5,000 円

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

乳児健康診査費助成

乳児の疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査費用を助成する。

対象 市内に住民登録がある乳児

補助額 乳児 1 人につき 3,500 円を上限に 1 回

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

初回産科受診料助成

産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用の負担軽減を図る。

対象 住民税非課税世帯または同等の所得水準で、市内に住民登録がある妊婦

補助額 産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用 (上限 1 万円)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費等助成

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に、当該分娩取扱施設までの交通費を助成する。

対象 自宅から最寄りの分娩取扱施設まで概ね 60 分以上の移動が必要な場合

補助額 交通費に要した費用の一部

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

不妊を心配する方へのペア検査 (不妊ペア検査) 費助成

不妊症の検査を受けられた夫婦に対し、検査費の一部を助成する。

対象 次のすべてに該当する夫婦 (事実婚を含む)

①申請日において、夫婦いずれかが市内に住民登録がある

②検査初日の妻の年齢が 43 歳未満

③夫婦そろって受診した人

④他の自治体を実施する同種の助成を受けていないこと

補助額 医療保険が適用されない不妊症の検査に要した費用の 10 分の 7 (夫婦 1 組につき 1 回のみ)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

不育症治療費助成

不育症の検査および治療を受けられた夫婦に、検査および治療費の一部を助成する。

対象 次のすべてに該当する夫婦 (事実婚を含む)

①市内に住民登録がある

②検査および治療初日の妻の年齢が 43 歳未満

③ 2 回以上の流産・死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されている

④申請に係る治療等を行った期間が当該年度内

⑤他の自治体を実施する同種の助成を受けていないこと

補助額 医療保険が適用されない不育症の検査に要した費用の 10 分の 7 および治療に要した医療費の 2 分の 1 (1 年度に 1 回まで)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

がん患者医療用補整具購入費助成

がん患者の治療と社会参加等の両立支援、療養生活の質の維持向上および経済的負担の軽減を目的に、医療用補整具(医療用ウィッグ・乳房補整具)の購入費用の一部を助成する。

対象 次のすべてに該当する人

- ①申請日において、市内に住民登録がある人
- ②がんと診断され、その治療を受けたまたは現在受けている人
- ③前年度の所得額の合計が 400 万円未満
- ④過去に県内他市町から同種の助成を受けていない人

補助額

- ・医療用ウィッグ上限 5 万円(1 人 1 台まで)
- ・乳房補整具(補整下着上限 1 万円、人工乳房上限 5 万円のいずれか 1 人 1 台まで)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

骨髄等移植ドナー助成

骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った人(ドナー)に、助成金を交付する。

対象 次のすべてに該当する人

- ①公益財団法人日本骨髄バンクが実施する、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業においてドナーとなった人
- ②骨髄等の提供を行った日が令和 4 年 4 月 1 日以降
- ③骨髄等を提供した日および申請時、市内に住民登録がある人
- ④他の自治体等が交付する同種の助成金等を受けていない人

補助額 骨髄等の提供に要した日数 1 日につき 2 万円(1 回の提供につき上限 20 万円)

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

アスベスト健康管理助成

アスベストによる健康被害を早期に発見し、アスベスト関連疾患にかかる市民の健康管理を支援する。

対象 市内に住民登録がある人で、医療機関での精密検査の結果、アスベストによる肺がん、中皮腫の健康被害を生ずるおそれにより、経過観察が必要とされた人

補助額 当該精密検査と経過観察の検査に要する医療費(胸部 X 線検査、胸部 CT 検査に要する費用)の自己負担相当額を助成

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

国民健康保険生活習慣病健診再検査等一部負担金助成

市が実施する生活習慣病健康診査において要精密検査または要医療と判定された際に、再検査等の一部負担金を助成する。

対象 赤穂市国民健康保険被保険者

補助額 医療機関等に支払った一部負担金(上限 3,000 円)

☎医療介護課 TEL 43・6813 FAX 43・6892

重度障害者医療費助成

重度の障がい者が、病気やケガをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を助成する。

※所得制限あり。

対象 以下のいずれかを所持する人

- ・1 級・2 級の身体障害者手帳
- ・A 判定の療育手帳
- ・1 級の精神障害者保健福祉手帳

※ただし、後期高齢者医療制度の被保険者は除く。

補助額 保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額(保険外診療分は対象外)

☎医療介護課 TEL 43・6820 FAX 43・6892

高齢重度障害者医療費助成

後期高齢者医療制度の被保険者で重度の障がい者が、病気やケガをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を助成する。

※所得制限あり。

対象 後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかを所持する人

- ・1 級～3 級、4 級の一部に該当する身体障害者手帳
- ・A 判定の療育手帳
- ・1 級の精神障害者保健福祉手帳

補助額 保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額(保険外診療分は対象外)

☎医療介護課 TEL 43・6820 FAX 43・6892

高齢期移行助成

65 歳以上 70 歳未満の人が、病気やケガをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を助成する。

※所得制限あり。

対象 65 歳以上 70 歳未満の人

※ただし、後期高齢者医療制度の被保険者は除く。

補助額 保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額(保険外診療分は対象外)

☎医療介護課 TEL 43・6820 FAX 43・6892

乳幼児等医療費助成

高校生世代までの児童が、病気やケガをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担を助成する。

※所得制限なし

対象 高校生世代までの児童

※ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない児童

※婚姻(事実婚を含む)をしている場合等は対象外

補助額 保険診療の自己負担額を全額助成

※保険外診療、学校・園管理下でのケガなどは除く。

☎医療介護課 TEL 43・6820 FAX 43・6892

母子家庭等医療費助成

母子家庭等の人が、病気やケガをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を助成する。

※所得制限あり。

対象 ・母子家庭の母およびその児童

・父子家庭の父およびその児童

・父母のいない児童

※児童 … 20 歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者(18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日以降は改めて申請が必要)

補助額 保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額(保険外診療分は対象外)

☎医療介護課 TEL 43・6820 FAX 43・6892

他公費負担医療費助成

福祉医療費助成制度と福祉医療費助成制度以外の公費助成制度との自己負担の均衡を図るため、他の公費助成制度の助成を受けて支払った自己負担額の一部または全部を助成する。(令和 8 年 7 月診察分からは各福祉医療費助成制度で対応)

対象 福祉医療費助成制度の受給者で、下記の公費助成制度の対象者

- ・自立支援医療(育成医療・更生医療)
- ・小児慢性特定疾病医療
- ・特定医療(指定難病)
- ・肝炎治療特別促進事業
- ・結核患者の医療補助額

補助額 保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額(乳幼児等医療費助成受給者は保険診療の自己負担額を全額助成)

☎医療介護課 TEL 43・6820 FAX 43・6892

小児慢性特定疾病等医療費助成

長期にわたり療養を必要とし、かつ、その生命に危険が及ぶおそれのある疾病に罹患している児童等に、小児慢性特定疾病医療費の自己負担額を助成する。

対象 次の条件に全て該当する人

- ・満 20 歳未満の人(20 歳の誕生日の前々日まで)
- ・赤穂市に住民登録があり、国内の健康保険に加入している人
- ・以下の①～②のいずれかの状態にある人

①児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療支援を受けている人

②難病法に規定する指定難病を対象とした医療支援を受けている人

※①、②について、福祉医療費受給者は、他公費負担医療費で助成

補助額 保険診療の自己負担額を全額助成

☎医療介護課 TEL 43・6820 FAX 43・6892

未熟児養育医療給付

医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う。

対象 医師が指定医療機関での入院養育を必要と認めた人

補助額 保険診療の自己負担額及び入院時の食事療養費を全額給付

☎**医療介護課** TEL 43・6820 FAX 43・6892

高齢者等住宅改造助成

高齢者・障がいのある人が住み慣れた住宅で安心してすこやかな生活が送れるよう住宅改造費を助成する。※助成を受けるには、事前の手続きが必要です。※その他該当要件あります。

対象 次の①～③のいずれかに該当し、生涯にわたり自宅での生活を希望する人が属する世帯

①介護保険制度の要介護認定または要支援認定を受けた人

②身体障害者手帳の交付を受けた人

③療育手帳の交付を受けた人

補助額 世帯の課税状況や収入状況、改造内容により金額が異なります。事前にご相談ください。

☎

医療介護課(介護) TEL 43・6947 FAX 43・7138

社会福祉課(障がい) TEL 43・6833 FAX 45・3396

介護職員養成研修費用助成

介護職員初任者研修または実務者研修を修了し、市内介護保険事業所に勤務中または勤務予定の人や研修費の補助を行った事業所に対し、研修受講費用の一部を助成する。

対象

①市内の介護保険事業所に勤務中または勤務予定であり、過去1年間に補助対象の研修を修了した個人

②上記の個人に対して受講費の3/4以上を補助した市内介護保険事業所

※介護保険事業所とは、次に掲げる事業のいずれかを行う事業所です。

- ・居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）
- ・地域密着型サービス

・施設サービス

・介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く）

・地域密着型介護予防サービス

・第1号訪問事業

・第1号通所事業

補助額

①個人 補助対象の研修にかかる受講費の1/2

②市内事業所 補助対象の研修を修了した従業員に対して補助した額の2/3

補助上限額は、個人、事業所ともに初任者研修の場合3万5千円、実務者研修の場合5万円。

※その他要件があります。詳しくはお問い合わせください。

☎**医療介護課(介護)** TEL 43・6947 FAX 43・7138

幼児2人同乗用自転車購入助成

幼児2人同乗用自転車の購入費用の一部を助成する。

対象 申請時において、市内に1年以上住所を有し、小学校就学前の幼児を2人以上養育している人

補助額 購入費の1/2（上限額：4万円）

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

チャイルドシート購入費助成

チャイルドシートおよびジュニアシートの購入費用の一部を助成する。

対象 申請時において、市内に1年以上住所を有し、6歳未満の幼児を養育している人

補助額 購入費の1/2（上限額：8,000円）

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

第3子いきいき子育て応援

第3子以降の子を出産した保護者に出産祝金を、第3子以降の子が小・中学校に入学した保護者に入学祝金を商品券で支給する。

対象 第3子以降の子を養育している保護者

補助額

出産祝金：5万円、入学祝金：3万円

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

子どもの居場所づくり推進

ひとり親世帯等の子どもを対象に、食事の提供等を通じた子どもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助金を交付する。

対象 「こども食堂」、「学習支援」、「つながりの場づくり」の活動を行う団体

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

心身障害児童就学奨励補助

市内に居住する家庭の児童で、特別支援学校(小学部・中学部)に在学する児童に対して就学資金を支給する。

補助額 月額 1,500 円

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

養育費履行確保支援

①公正証書等の作成、②保証会社との養育費保証契約に必要な経費の一部を助成する。

対象 ひとり親家庭の父または母

補助額 ①、②いずれも 5 万円(上限額)

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

母子世帯等奨学金支給

高等学校に在学する児童で、経済的な理由により就学が困難な人に奨学金を支給する。

対象 ひとり親家庭の父または母 など

補助額 月額 9,000 円 ※審査あり

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

自立支援教育訓練給付

ひとり親家庭の親が自立に向けて就業に結び付く可能性の高い職業能力開発のための講座を受講・修了した場合に、受講に要した費用の一部を助成する。

対象 ひとり親家庭の父または母 ※要事前相談

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

高等職業訓練促進給付

ひとり親家庭の親が資格取得のために養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減等を図るための給付金を支給する。

対象 ひとり親家庭の父または母 ※要事前相談

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

高等学校卒業程度認定試験合格支援

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または児童が、高卒認定試験に合格するために民間事業者等が実施する講座を受講した場合に、受講に要した費用の一部を助成する。

対象 ひとり親家庭の父または母、ひとり親家庭の児童 ※要事前相談

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

母親クラブ補助

児童館等を拠点に活動する母親クラブに対して補助金を交付する。

補助額 10 万円(上限額)

☎**子育て支援課** TEL 43・6808 FAX 43・7138

高齢者バス運賃助成

高齢者の外出を促し、フレイル予防や健康寿命の延伸を図るため、市内在住の高齢者を対象にバス運賃を助成する。

対象 市内に住民登録がある満 75 歳以上の高齢者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書の所持者を除く。)

補助額 助成券：年間上限 5,000 円(1 枚につき 100 円。50 枚つづり) バス 1 乗車につき助成券 1 枚使用可能

☎**社会福祉課** TEL 43・6809 FAX 45・3396

障がい者福祉タクシー利用助成

社会生活を営む上で外出が困難な障がい者がタクシーを利用する場合に、費用の一部をタクシー利用券として交付する。

対象 市内に住所を有する在宅の障がい者で、次の①～③のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がい、肢体不自由(下肢・体幹)若しくは内部障がいの 1 級または 2 級に該当する人

②療育手帳 A・B1 の交付を受けた人

③精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する人

補助額 利用券：年間上限 2 万 4 千円(1 枚につき 500 円) 一月当たり 4 枚、1 回の乗車料金が 1,000 円以上の場合は、2 枚を限度として使用可能

☎**社会福祉課** TEL 43・6833 FAX 45・3396

自立支援医療費支給

指定された自立支援医療機関で自立支援医療の対象となる医療を受けたときに、医療費の自己負担額を軽減する。

対象

①育成医療…18歳未満の児童で、身体に障がいのある人または障がい・疾病に係る医療を行わないと将来障がいを残すと認められる人であって、確実な治療の効果が期待できる人

②更生医療…18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人

③精神通院医療…精神疾患があり、通院による精神通院を継続的に要する人

補助額 世帯の所得などに応じて上限額（月額）が決められており、上限額以上の負担はありません。また、1割負担で計算した負担額が上限額よりも低い場合は、1割の負担額になります。

☎**社会福祉課** TEL 43・6833 FAX 45・3396

重症心身障がい者（児）自動車燃料費助成

市外の障害福祉サービス事業所へ通所するために使用する自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成する。

対象 赤穂市に住所を有し、かつ居住する在宅の障がいのある人で、次の①～③のいずれにも該当する人

①身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた人であって、かつ療育手帳Aの交付を受けた人

②市外の事業所で、生活介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している人

③赤穂市福祉タクシー利用券を交付されていない人

補助額 2万4千円（年間上限額）

☎**社会福祉課** TEL 43・6833 FAX 45・3396

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成する。

対象 次の①～④のいずれにも該当する人

①保護者が赤穂市内に住所を有する人

②18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人

③原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である人

④補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断している人

補助額 購入する補聴器等の種類によって異なる。

☎**社会福祉課** TEL 43・6833 FAX 45・3396

建設部

自治会灯設置補助

自治会灯設置にかかる費用を補助する。

対象 自治会単位

補助額 設置費用全額（設置本数等は要相談）

☎**土木課** TEL 43・6831 FAX 43・6974

都市景観形成助成

都市景観の形成に資する行為を行う場合、必要な経費の一部を助成する。

対象 市街地景観形成地区内または市街地景観重要建築物で整備基準に適合するように整備を行う場合

補助額 助成対象経費の1/2（上限あり）

☎**都市計画課** TEL 43・6827 FAX 43・6974

簡易耐震診断推進

住宅所有者の申込みにより、「簡易耐震診断員」を派遣し、調査・診断を行い、耐震性の評価等を報告する。申請者負担金は、3,000円（木造戸建住宅の場合）

対象 昭和56年5月31日以前に着工した戸建住宅、長屋住宅、共同住宅

補助額 28,500円

☎**都市計画課** TEL 43・6827 FAX 43・6974

耐震改修促進

計画策定費補助＝診断・改修計画策定に要する費用の補助。改修工事費補助＝耐力壁の設置やその他補強工事。簡易耐震改修工事費補助＝耐震診断・改修計画策定・改修工事に要する費用。

その他、建替・屋根軽量化・シェルター型工事・防災ベッド等補助メニューあり。

対象 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で耐震性の低いもの

補助額 計画策定費補助は、診断・改修計画策定に要する費用のうち上限 20 万円または策定費用の 2 / 3 を補助。工事費補助は、対象経費の 4 / 5 または上限 115 万円(簡易改修は上限 60 万円)の補助。その他、建替・屋根軽量化・シェルター型工事・防災ベッド等補助メニューあり。

☎都市計画課 TEL 43・6827 FAX 43・6974

空家活用支援

市内の一戸建て住宅の空家を改修し、住宅・事業所・地域交流拠点として活用しようとする人に、補助金を交付する。

対象 空家を 10 年以上活用するために改修する人・地域団体等

補助額 対象工事費に応じて定額制
住宅型の場合、最大 200 万円。事業所型の場合、最大 275 万円。

☎都市計画課 TEL 43・6827 FAX 43・6974

古民家再生促進支援

古民家の改修費に対して補助金を交付する。

対象 古民家を再生し、10 年以上活用するために改修する人・団体等

補助額 対象工事費に応じて定額制
最大 550 万円

☎都市計画課 TEL 43・6827 FAX 43・6974

産業振興部

空き家情報バンク活用支援

①バンク登録の際に必要な相続登記費用（登録免許税）

②購入者等定住支援に係る補助金（仲介手数料、引越し費用）

対象

①空き家の相続者で、バンク登録する意思がある人

②バンク登録された空き家の購入者等

補助額 最大 10 万円(補助対象経費の 2 分の 1)

☎観光課 TEL 43・6839 FAX 46・3400

移住支援事業費補助

通算 5 年以上、東京 23 区内に在住していた人、または通勤していた人に対する移住支援金

対象 支援対象求人就職された人、テレワーカー、起業された人、農林水産業に就職された人等

補助額 単身 60 万円、世帯 100 万円（18 歳未満の世帯員 1 人につき 100 万円を加算）

☎観光課 TEL 43・6839 FAX 46・3400

地方就職学生支援事業費補助

東京圏からの移住を伴う就職をする学生に対する支援事業費補助金

対象 東京圏内のキャンパスに原則 4 年以上在学し、兵庫県内の企業に就職し、本市に移住する学生

補助額

①採用面接にかかる交通費 最大 1 万 6 千円

②移住にかかる移転費 最大 10 万 8 千円

☎観光課 TEL 43・6839 FAX 46・3400

あこう地域未来創業サポート補助

事業継続性の高い創業者を増やすために、創業・第二創業する人に対し、施設改修費、賃料、設備購入費、相談料などを、3年間で最大500万円補助する。

対象 商工会議所等による事業計画の確認を受けるなど一定の要件を満たし創業・第二創業を行う人

補助額

- ・一般枠 50 万円、伴走支援枠 100 万円
- ・上乗せ額：200 万円～ 400 万円
- ・上乗せ要件：指定エリア内の空家・空き店舗の活用、指定エリア内で指定業種による創業
- ・補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内
- ・補助期間：1～3 年間(補助上限額により変動)
- ・1 年度あたりの補助限度額：1 年度目 250 万円、2 年度目 150 万円、3 年度目 100 万円

☎商工課 TEL 43・6838 FAX 43・3400

工場立地促進条例に基づく奨励

市内に工場を新設または増設する場合等に、一定の要件を満たせば、当該投下固定資産に課税される固定資産税相当額や雇用人数に応じた奨励金を交付する。

また、令和 7 年 4 月 1 日より、産業分野における脱炭素化を促進するために、工場立地促進条例に『脱炭素に資する設備投資』に対する奨励金の制度を設けている。

対象 業種・投下固定資産総額・雇用人数等一定の要件を満たす企業

補助額

- ・工場設置奨励金

対象となる設備投資等について、操業開始後最初に賦課される年度から 3 年度間の固定資産税(1.4%)相当額のうち新規雇用者数に応じた割合を支給。

(限度額：3 年度間合計 5 億円)

- ・雇用奨励金

操業開始後 1 年を経過した日の属する年度から 2 年度間の常用新規雇用者について 1 人 20 万円支給。

(限度額：2 年度間合計 2,000 万円)

- ・脱炭素奨励金

二酸化炭素排出量の削減に貢献する設備投資について、操業開始後最初に賦課される年度から 3 年度間の固定資産税相当額の 50% (0.7%) を支給。

(限度額：3 年度間合計 1 億円)

☎商工課 TEL 43・6838 FAX 43・3400

鳥獣被害防護柵等設置補助

シカ・イノシシ等有害鳥獣による農作物や生活環境への被害を防止するため、農地・林地等へ侵入防護用の柵等を設置する個人・地域計画に定められた担い手・団体(自治会)や、捕獲用わなを購入する団体(自治会)に対して予算の範囲内で費用の一部を補助する。

対象

①侵入防護柵への補助

(1) 個人 (2) 個人(団体型) 受益戸数 3 戸以上かつ隣接する 3 筆以上の農地を防護する場合 (3) 地域計画に定められた担い手 (4) 団体(自治会)

②捕獲わなへの補助 団体(自治体)

補助額

①(1) 設置経費の 1/2 (上限 3 万円)

①(2) 設置経費の 1/2 (上限 10 万円)

①(3) 設置経費の 7/10 (上限 10 万円)

①(4) 設置経費の 7/10 (上限 30 万円)

※特定農山村地域に属する団体は 50 万円

② 設置経費の 7/10 (上限 5 万円)

☎農林水産課 TEL 43・6840 FAX 43・6892

赤穂ブランド育成支援

赤穂ブランドの確立をはかるため、市内で生産または水揚げされる個性・特長のある農林水産物および当該農林水産物を主原料とした加工品等の生産量ならびに販路の拡大、商品の開発、経営の強化を目指す取組を支援する。

対象 補助対象者

(1) 農業協同組合 (2) 漁業協同組合またはその組合員 (3) 農林漁業者等 5 人以上で構成され、その 3 分の 2 以上が農林漁業者等である団体 (4) 認定農業者 (5) 認定新規就農者 (6) 地域計画に定められた担い手 (7) 総合化事業計画または農商工等連携事業計画の認定者 (8) その他市長が適当と認める者

補助対象経費 HP 掲載内容を参照

補助額 補助対象経費の 1/2

ただし、50 万円を上限とする。

☎農林水産課 TEL 43・6840 FAX 43・6892

教育委員会

新入学児童生徒学用品費の入学前支給

4月に小・中学校に入学される児童生徒の保護者で、就学援助の要件に該当する人に対し、入学に係る学用品費の一部を入学前に支給する。

対象

- ・児童生徒が4月に小・中学校に入学予定である人
 - ・赤穂市に居住している人（入学前に転出する人を除く）
 - ・就学援助の要件に該当する人
- ※詳しくはお問合せください。

補助額

- ・小学校新1年生 64,300円
 - ・中学校新1年生 81,000円
- （補助額は年度により異なります。）

☎教育委員会総務課

TEL 43・6857 FAX 43・6895

文化活動激励

市民の文化活動において全国規模以上の大会に出場もしくは出品する個人または団体を対象に激励金を交付する。

対象 市内に住所を有する人または市内に通勤若しくは通学する人、市内の団体など

補助額

- 個人 国際大会：2万円
- 全国規模の大会：1万円
- 団体 国際大会：出場者数×2万円
- 全国規模の大会：出場者数×5,000円
- ※団体は人数上限あり
- ※年度につき、1回限り

☎生涯学習課 TEL 43・6858 FAX 43・6895

文化財保護事業補助

市内に所在する国、県、市指定文化財の所有者が行う文化財の保護事業に対し、事業に要する経費の一部を補助する。

対象 市内に所在する国、県、市指定文化財の所有者

補助額 経費の一部（要綱による）

☎文化財課 TEL 43・6962 FAX 43・6895

文化財に対する防犯カメラ設置補助

市内に所在する国、県、市指定文化財（建造物）または指定文化財の一部を構成する歴史的建造物に対する犯罪予防を目的として常設する防犯カメラの新設について、経費の一部を補助する。

対象 市内に所在する国、県、市指定文化財（建造物）または指定文化財の一部を構成する歴史的建造物の所有者および管理者

補助額 経費の一部（要綱による）

☎文化財課 TEL 43・6962 FAX 43・6895

スポーツ全国大会等出場激励

市民のスポーツ活動において全国規模以上の大会に出場する個人または団体を対象に激励金を交付する。

対象 選考・予選大会を経て全国大会等に出場する人（全国大会・国民スポーツ大会・国際大会等）

補助額

- 個人 国際大会：1万円
- 全国規模の大会：5,000円
- 団体 国際大会：出場者数×1万円
- 全国規模の大会：出場者数×5,000円

※団体競技は人数上限あり

※年度につき、1回限り

☎スポーツ推進課

TEL 43・6869 FAX 43・6895

認定地域クラブ活動参加者支援金支給事業

市が認める認定地域クラブ活動に参加する際、経済的理由で費用の支払いが困難な市内在住の世帯に対して支援金を支給する。

対象 市内に住所を有し、市内中学校（特別支援学校を含む。）生徒の保護者で、次のいずれにも該当する人

- ①認定地域クラブ活動に参加している生徒の保護者
- ②就学援助の認定を受けている人、またはこれに準ずると認められる人

補助額 生徒1人当たりの限度額

- ①参加費 月額上限3,000円（年額3万6千円）
- ②保険料 800円（個人負担分）

☎学校教育課 TEL 43・6860 FAX 43・6895

フリースクール等利用児童生徒支援補助金

学校に通うことが困難な不登校児童生徒が、社会的自立のための学びおよび相談の場として、フリースクール等を利用するために要する費用の一部を補助する。

対象 次の条件のいずれにも該当する不登校児童生徒が利用するフリースクール等の利用料を負担する保護者

①市内に住所を有し、赤穂市立小学校または中学校に在籍している

②フリースクール等を利用し、その利用日について、在籍する学校の校長から出席扱いを受けている

補助額 対象児童生徒1人当たり、1月につき補助対象経費の総額に1/2を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）と1万円のいずれか低い額

☎**学校教育課青少年育成センター**

TEL 43・7851 FAX 43・7823

上下水道部

雨水貯留タンク設置助成

建築物に雨水貯留タンクを設置する人に対し、設置費用の一部を助成する。

対象 市内に建築物を所有する人で、当該建築物に雨水貯留タンクを設置する人

補助額 雨水貯留タンクの購入および設置費用の3分の2以内（限度額：3万円）

☎**下水道課** TEL 45・2263 FAX 45・2910

合併処理浄化槽設置整備事業補助

合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付する。

対象 個人が所有する専用住宅

補助額 65万円（5人槽）～

※浄化槽の大きさによって、補助額が変わります。

☎**下水道課** TEL 45・2263 FAX 45・2910

消防本部

自主防災組織消防器具整備費補助

自治会等が組織した自主防災組織が消防ホースなどの消防器具を設置または更新等する場合に、その経費の一部を補助する。

対象 自治会等が組織した自主防災組織（市への届出が必要）

補助額

・消防器具基準額の3分の1（新規・更新・増設の場合）

・消防器具基準額の2分の1（盗難等による場合）

・消防器具基準額の3分の2（消火栓の改良工事等が原因で、既設の消防器具が適合しなくなり、更新をする場合）

☎**消防本部総務課**

TEL 43・6881 FAX 45・0119